

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、患者家庭の医療費の負担軽減を図る事を目的として、医療費の給付を行う。</p> <p>郡山市は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に関し、児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年郡山市条例第81号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・小児慢性特定疾病医療費支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に関する事務・小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務・医療受給者証に関する事務・小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更に関する事務・小児慢性特定疾病医療費支給認定の取消しに関する事務・資料の提供等の求めに関する事務・申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務・小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る事務
③システムの名称	保健福祉総合システム 中間サーバー 庁内連携システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、161の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども家庭課 024-924-3691
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <p>①マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者が持参したマイナンバー情報を元に申請書に記載された番号と合っているか、身元確認を行ったうえで確認するよう徹底している。また、申請書は複数人で確認を行うようにしている。特定個人情報の記載された資料は、施錠のかかるキャビネットで保管している。</p> <p>②担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	①マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者が持参したマイナンバー情報を元に申請書に記載された番号と合っているか、身元確認を行ったうえで確認するよう徹底している。また、申請書は複数人で確認を行うようにしている。特定個人情報の記載された資料は、施錠のかかるキャビネットで保管している。 ②保健福祉総合システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5-②所属長	こども支援課長 滝田 昌宏	こども支援課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	I-7請求先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	II-1いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成31年5月16日時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	II-2いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成31年5月16日時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和3年9月1日	I-1-③システムの名称		福祉総合システムを追加	事後	システム利用に伴い追加
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号、別表第2の9の項	<情報照会> 番号法第19条第8号、別表第2の9の項	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	I-5-①部署	こども部こども支援課	こども部こども家庭支援課	事後	組織改編のため変更
令和3年9月1日	I-5-②所属長の役職名	こども支援課長	こども家庭支援課長	事後	組織改編のため変更
令和3年9月1日	I-8連絡先	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号	事後	組織改編のため変更
令和3年9月1日	II-1いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	見直しによる修正
令和3年9月1日	II-2いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	見直しによる修正
令和7年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要		(内容追記)小児慢性特定疾病要支援者証明事 業に係る事務	事後	見直しによる修正
令和7年4月1日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号、別表第2の9の項 <情報提供> 番号法第19条第8号、別表第2の26の項、56の2 の項及び87の項	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表42、80、125、161の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表13の項	事後	見直しによる修正
令和7年4月1日	I-5-①部署	こども部こども家庭支援課	こども部こども家庭課	事後	組織改編のため変更
令和7年4月1日	I-5-②所属長の役職名	こども家庭支援課長	こども家庭課長	事後	組織改編のため変更
令和7年4月1日	I-8連絡先	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども家庭支援課 024-924-3691	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども家庭課 024-924-3691	事後	組織改編のため変更
令和7年4月1日	II-1いつの時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	見直しによる修正
令和7年4月1日	II-2いつの時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	見直しによる修正
令和7年4月1日	IVリスク対策 6情報提供ネッ トワークシステムとの接続	接続しない	十分である	事後	新様式への変更
令和7年4月1日	IVリスク対策 8人手を介在さ せる作業		新設された項目評価の記載	事後	新様式への変更
令和7年4月1日	IVリスク対策 9監査	自己点検のみ	内部監査を追加	事後	新様式への変更
令和7年4月1日	IVリスク対策 11最も優先度 が高いと考えられる対策		新設された項目評価の記載	事後	新様式への変更